

公益財団法人社会福祉振興・試験センター中期計画 ～確実かつ安定した国家試験を実施するために～

公益財団法人社会福祉振興・試験センターは、「指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会報告書」（平成23年10月11日厚生労働省社会・援護局）に基づき、福祉関係の国家資格である社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の国家試験の公平・公正な実施と登録事務の円滑化を図り、もって「利用者第一主義」の立場に立った業務の改善・効率化を目指すため、平成24年度をスタートとする5年間の中期計画を策定した。

なお、数値目標については、平成22年度実績を基とする。

平成24年4月1日

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
理事長 多久島 耕 治

1 指定業務の確実かつ効率的な実施を達成するためにとるべき措置

(1) 指定法人にかかる法人運営全般の効率化を達成するための措置

- ① 指定業務を含む全ての業務について、業務内容等に応じた事務処理のより効率的な集約化及び集中化を図り、業務量に見合った適正な人員配置等により、人件費を含めた管理費の削減を引き続き行う。
なお、人件費及び管理費については、平成27年度までに5%の削減を目指す。
- ② 実施した経費削減方策及び契約の競争性・透明性を定期的に検証するとともに、経費の削減についての職員の意識を向上させるための研修を行う。
- ③ 職員の資質の向上を図るための研修を実施する。
 - ・ 外部研修への積極的参加及び社会福祉施設における実地研修の充実。
- ④ 近隣ビルにおける賃貸料の実績等を踏まえ、賃料の引き下げについて定期的に交渉を行う。
 - ・ 平成24年度中に賃料引き下げを実施する。
 - ・ 以降2年毎の契約更新時に賃料の見直し交渉を行う。

(2) 指定業務の効率的な実施を達成するための措置

- ① 受験者数の動向等を踏まえ、試験会場の安定的な確保及び受験者の利便性を考慮し、低コストの試験会場の選定を行う。
 - ・ 平成24年度～26年度においては、試験日程が大学入試センター

試験の予備日と重なるため、全受験者を収容できる必要会場の確保を優先する。

- ・平成27年度以降は、受験者数の動向を見ながら低コスト会場の選定を行う。

- ② 委託業者の選定等に当たり、国家試験の実施という特殊性を考慮しつつ原則総合評価落札方式による入札制度を導入する。また、試験の公正かつ適正な実施の観点から、試験業務に係る請負者に対しては、守秘義務の遵守を求めることはもとより、請負者の自己監査の実施を求め、事業実施の事後検証を行う。

- ・試験問題の印刷業者の入札を平成24年度に実施する。

- ・試験委託業者については、平成24年度に参入希望会社の公募と入札を実施する。（複数の委託業者を選定）

- ・試験問題等運送会社については、平成24年度は仕様書の作成を行い、平成25年度に入札を実施する。

（3）積立金の縮減とその活用方策を達成するための措置

積立金の縮減とその活用方策として、受験手数料等について引き続き厚生労働省と共同で立案し、積立金を有効かつ計画的に活用する。

2 受験者、登録者への利便性の向上を達成するための措置

（1）受験者の利便性の向上を達成するための措置

- ① 受験者の多い介護福祉士試験（筆記試験）について、前泊受験者を減らすため、試験会場の確保状況を見据え、試験地の拡大を計画的に進める。

- ・平成24年度は、23年度拡大候補地の残り8県について調査・交渉を行う。

- ・平成25年度以降、引き続き残り県についても試験候補地としての可能性を調査し、計画的に拡大していく。

- ② 介護福祉士の養成施設等ルートについて、平成27年度から国家試験が新たに課されることから、同一年度に社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の試験を受験できるよう、現に働く受験者や遠方からの受験者を考慮した試験日程について早急に検討する。

- ③ 筆記試験に係る得点开示については、その希望者の申請に基づき有料で実施しているが、再受験の支援等に資するため、全受験者に対して無料で実施する。

- ・平成24年度に得点开示方法の決定及びシステムを改修し、筆記試

験の得点開示を無料で実施する。

- ④ 受験者や受験予定者の利便性の向上に資するため、「受験の手引」の内容を平成24年度からホームページ上に公開する。但し、受験申込みは従来通りの方法とする。

(2) 登録者の利便性の向上を達成するための措置

- ① 登録証の交付事務については、登録者の利便性に配慮し、登録申請が集中する時期においても、引き続き30日以内の交付を実施する。
- ② 登録者現況調査及び就労状況調査については、登録情報の確実な管理や、福祉介護人材の動向の把握と処遇改善への寄与という政策的必要性も認められることから、登録事務規程に位置付け実施する。
 - ・ 平成24年度に実施し、以降3年毎に実施する。
- ③ 平成23年6月に成立した改正「社会福祉士及び介護福祉士法」により、介護福祉士の業務として、たんの吸引等が導入されることとなり、既に介護福祉士である者については、一定の研修を受講し、指定登録機関へ登録することとなる。平成27年度からの登録事項の変更及び登録証（以下「特定登録証」という。）の再交付事務については、システムの変更を行うなどその円滑な実施に向けての取り組みを進める。

(3) 特定登録証再交付手数料（現行1,200円）の免除等

平成27年度からの、たんの吸引等にかかる特定登録証の再交付手数料を免除する。

なお、平成23年度において、東日本大震災等被災者にかかる登録証再交付手数料の免除及び返還を実施した。